

(様式2)

処分基準 (不利益処分関係)

| | | | | | |
|--|----------------------|------|-------------|------|-----|
| | | 担当課 | 男女参画・子育て支援課 | 検索番号 | 1-2 |
| 法令名 | 愛媛県青少年保護条例 | 根拠条項 | 第5条の7第4項 | | |
| 不利益処分 | 自動販売機等の収納物品の除去等の措置命令 | | | | |
| (根拠規定) | | | | | |
| (自動販売機等への有害図書類等又は有害がん具類等の収納禁止等) | | | | | |
| 第5条の7 自動販売機等業者及び管理者 (以下「自動販売機等業者等」という。) は、有害図書類等又は有害がん具類等を自動販売機等に収納してはならない。 | | | | | |
| 2 自動販売機等業者等は、自動販売機等に現に収納されている図書類等又はがん具類等について、第5条第2項又は第5条の2第2項の規定による指定があつたときは、直ちに当該有害図書類等又は有害がん具類等の除去その他必要な措置を講じなければならない。 | | | | | |
| 3 知事は、自動販売機等業者等が前2項の規定に違反して有害図書類等又は有害がん具類等を自動販売機等に収納しているときは、当該自動販売機等業者等に対し、必要な指示又は勧告をすることができる。 | | | | | |
| 4 知事は、自動販売機等業者等が第1項又は第2項の規定に違反して有害図書類等又は有害がん具類等を自動販売機等に収納しているときは、当該自動販売機等業者等に対し、当該収納物品の除去又は販売若しくは貸出しの停止、当該自動販売機等の撤去その他必要な措置を命ずることができる。 | | | | | |
| 追加 [平成17年条例78号] | | | | | |
| (処分基準) | | | | | |
| 昭和42年10月6日制定 総務部 平成18年3月23日改正 県民環境部 | | | | | |
| 愛媛県青少年保護条例第4条、第5条及び第5条の2による指定基準 | | | | | |
| 1 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの | | | | | |
| (1) 性的行為を露骨に描写表現したもの | | | | | |
| (2) 性的行為の前後の経過を克明に描写表現して、性行為又はわいせつな行為を連想させるもの | | | | | |
| (3) 一般に隠すことが習慣となっている男女の肉体の全部又は一部を描写表現して、みだらな感情を興奮させるもの | | | | | |
| (4) みだらな行為の描写表現によって背徳的な男女関係を取り扱ったもの | | | | | |
| (5) 電磁的記録媒体に記録されたプログラムを電子計算機等を用いて実行することにより、みだらな行為を擬似的に体験させるもの | | | | | |

2 著しく青少年の粗暴性、又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(1) 残虐な殺人場面を描写表現したもの

(2) 残酷な傷害場面を刺激的に描写表現したもの、ならびに殺傷、ごう問及び私刑による肉体の苦痛を詳細に描写表現したもの

(3) 暴力犯罪の手段、方法、経過等を克明に表現し、犯罪的感情を誘発するもの

(4) 生命を軽視し、ことさらに暴力行為を肯定するような描写表現を用いたもの

(5) 電磁的記録媒体に記録されたプログラムを電子計算機等を用いて実行することにより、粗暴性、又は残虐性を助長する行為を擬似的に体験させるもの

3 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(1) 犯罪又は自殺を賛美し、又はこれらの行為の実行を勧め、若しくはそそのかすような表現をしたもの

(2) 犯罪又は自殺の手段、方法を、模倣できるように詳細に、又は具体的に描写し、又は表現したもの

(3) 電磁的記録媒体に記録されたプログラムを電子計算機等を用いて実行することにより、犯罪行為を擬似的に体験させるもの

(その他)